

# 不当判決！！

## 「天海訴訟」

# 千葉地裁支給請求を棄却！

この間、福岡県社保協でも署名に取り組み支援を行った、天海裁判の判決が18日に出ました。

この裁判は、天海さんが2014年7月、65才を迎えるにあたって障害福祉サービスの継続を求めて要介護認定の申請を行わなかったことを理由に、千葉市は障害福祉サービスの更新を拒否。この公支給が打ち切られ、支援の継続のために事業所から月約14万円の自己負担が求められました。これに対し、天海さんは市の対応は権限の逸脱であるとして、2015年11月に千葉市を提訴しました。

最大の争点は、岡山の浅田訴訟（浅田さん勝訴）と同様に、要介護認定の申請しないことを理由に障害福祉サービスを打ち切るとは自治体の権限の逸脱であるか否かという点です。不当にも千葉地裁は訴えを棄却しました。原告団は即日控訴しました。県社保協でも引き続き支援を続けます。

んぶん 赤 旗

(第3種郵便物認可)

# 障害福祉奪う差別的判決

## 千葉地裁 支給請求を棄却

脳性脊髄損傷で障害福祉サービスを利用する天海正晃（あまかい・まさか）さん（71）が65歳で介護保険の要介護認定の申請をしなかったことを理由に、千葉市が天海さんのサービス継続申請を認めず打ち切ったことをめぐり、憲法と障害者権利条約に違反するとして天海さんが同市を提訴した裁判の判決が18日、千葉地裁でありました。内野俊夫裁判長は、天海さんが千葉市に障害福祉サービス支給決定するよう求めた訴えを棄却する不当判決を出しました。天海さんは控訴する方針です。

原告控訴へ  
判決は、天海さんのように65歳以上の「要介護状態であることが見込まれる」障害者が「正当な理由なく、介護保険の要介護認定を申請しないことは、介護保険制度で義務付けられた決定に協力しないこと」は認められないとして、善く合理的な対応を求め、天海さんの継続申請を「不適法なもの」として却下するとしている。とはいえないと

「できる」との判断を示しました。また、介護保険サービスは利用料が発生し、低所得者の生存権を脅かすのだからとして、天海さんが遺棄だと主張したことに對して判決は、介護保険制度で義務付けられた決定に協力しないこと、減額などが取られないとして、善く合理的な対応を求め、天海さんの継続申請を「不適法なもの」として却下するとしている。とはいえないと

しました。判決を受けて天海さんは、市が障害福祉サービスを奪うことは、生活全部を奪ったことと他ならず、許すことができない。重い責任を感じていないことと腹が立つ」と語りま



車いすから、不当判決の報告をする天海さん（手前右）ら18日、千葉地裁